

事故防止 26号
2023年5月15日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 198」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、5月15日に「医療安全情報 No. 198」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

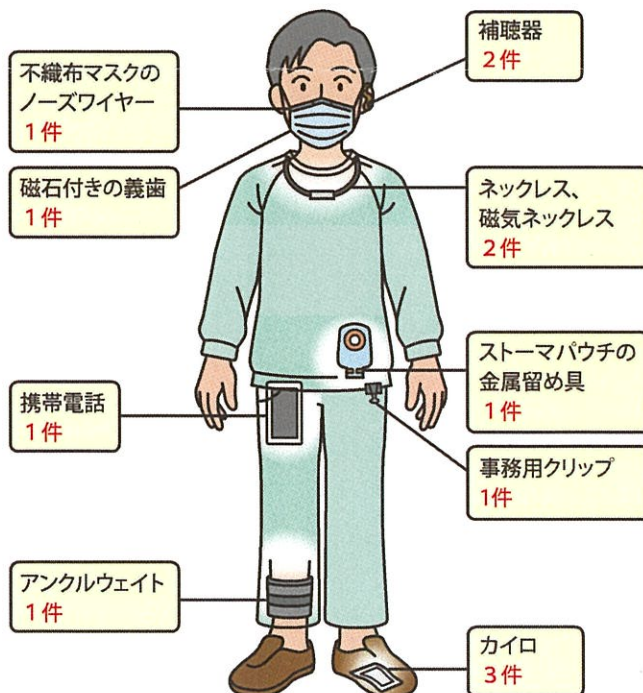
MRI検査室への磁性体 (金属製品など)の持ち込み (第3報)

No.198 2023年5月

医療安全情報No.10(2007年9月)および医療安全情報No.94(2014年9月)で、「MRI検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み」について注意喚起を行いました。その後、類似事例が報告されており、医療者が磁性体(金属製品など)の有無を確認したにもかかわらず、患者が磁性体を身に着けたままMRI検査室に入室した事例が13件報告されています。(集計期間:2014年8月1日~2023年3月31日)。この情報は、第66回報告書「再発・類似事例の分析」で取り上げた内容をもとに作成しました。

医療者が磁性体(金属製品など)の有無を確認したにもかかわらず、患者が磁性体を身に着けたままMRI検査室に入室した事例が報告されています。

事例のイメージ



主な背景

診療放射線技師から「金属はないか」と聞かれた際、患者は補聴器を金属とは思わず、伝えなかった

診療放射線技師は患者のマスクを確認し、ノーズワイヤーのないマスクを渡したが、患者は交換していなかった

看護師が磁性体の有無を確認した際、患者は磁気ネックレスがMRI検査室に持ち込めないものだとして認識しなかったため、伝えなかった

診療放射線技師が患者に磁性体の有無を確認した際、患者はアンクルウェイトを着けていることを忘れ、伝えなかった

診療放射線技師と看護師が湿布やカイロの貼付の有無を確認した際、患者はカイロを貼っていることを忘れ、「何もなし」と答えた

MRI検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み(第3報)

事例 1

MRI検査を受ける患者に、看護師は問診票を使って磁性体の有無を確認した。患者は磁気ネックレスがMRI検査室に持ち込めないものという認識がなかったため、伝えなかった。患者は検査着の中にTシャツを着用していた。診療放射線技師は患者の全身を金属探知機で確認し、反応がなかったため入室可とした。患者がMRI検査台に仰臥位となった瞬間に、着けていた磁気ネックレスが外れ、MRI装置に吸着した。患者に外傷はなく、装置から磁気ネックレスを取り外し、検査を予定通りに行った。

事例 2

MRI検査室入室前、診療放射線技師と看護師は問診票を使って金属を身に着けていないか患者に確認した。その際、湿布やカイロなどを貼っていないか尋ねたが、患者は足底にカイロを貼付していることを忘れ、「着けているものはない」と返事をした。MRI検査室へ患者を入室させ、検査台に横になってもらった際に、診療放射線技師が患者の足底にカイロが貼ってあるのを発見した。

一般社団法人日本画像医療システム工業会は、「MRI入室前のチェックリスト」を公表しています。

https://www.jira-net.or.jp/anzenkanri/02_seizouhanbaigo/file/mr_checklist_v1.pdf

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・MRI検査室へ持ち込めないモノを伝えるための写真やイラスト付きの資料を作成し、患者に見せながら具体的に確認する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>